

【資料5】

デジタルツールを活用した糖尿病発症予防モデル事業業務委託

企画提案競技審査基準

1 目的

この基準は、「デジタルツールを活用した糖尿病発症予防モデル事業業務委託」について、企画提案競技の公募により提出された企画提案書の審査に関し必要な事項を定めるものである。

2 審査方法

- (1) 審査項目及び配点は、別紙「企画提案競技審査票」を用いることとする。
- (2) 審査委員は審査項目ごとに5段階で評価を行い、評点を付ける。ただし、審査項目「7 賃金水準の向上」及び「8 女性の活躍推進」については、別添「企画提案競技審査票」に記載した「賃金水準の向上・女性の活躍推進に関する取組への配点」のとおり、評価点を与えるものとする。
- (3) 上記(2)の評点を合計し、合計点数が最も高い企画提案を行った者を受託候補者として選定する。
- (4) 合計点数が最も高い者が複数いた場合は、委員間で協議の上、受託候補者を選定する。

3 審査員

審査員は、次の者をもって構成する。

- (1) 健康づくり推進課長
- (2) 健康づくり推進課国保医療室長
- (2) 健康づくり推進課政策監
- (4) 審査会は非公開とする

4 評価基準

委託業務が円滑に遂行できると考えられる場合を「普通」とし、委託業務が円滑に遂行できる上、更に優れた成果が期待できると考えられる場合を「特に良い」、委託業務が円滑に遂行できないおそれがある場合を「劣る」とする。

評価点	評価基準
5	提案内容が特に良い
4	提案内容が良い
3	提案内容が普通である
2	提案内容がやや劣る
1	提案内容が劣る